

(様式1)

(様式1) 予備検討結果報告書

事業担当課・室 資産経営課県有建物整備班

導入検討対象事業の名称	県有施設再整備事業(鴨川庁舎)
1. 事業の概要	
(1)用途・目的等	<p>現在の鴨川庁舎(築55年)及び安房健康福祉センター鴨川地域保健センター(築44年)は老朽化が著しく、早急な対応が必要な状況であることから、「県有建物の整備計画」において、I期(令和4年度までに着手を目指すもの)に建替えによる整備を行うこととしている。</p> <p>「県有建物長寿命化計画」では、防災拠点としての機能向上に向けて、合同庁舎化・集約化を積極的に推進することとしていることから両庁舎を集約化し整備を行う。</p> <p>建替え予定地は、近隣の県有地を有効利用するため、両庁舎敷地で検討を行ったところ、鴨川庁舎敷地が津波浸水域(予想最大浸水深さ 10m)に位置していることから、鴨川地域保健センター敷地とする。</p>
(2)整備予定場所	鴨川市横渚(鴨川地域保健センター敷地)
(3)施設規模	事務所棟:RC造3階建て 1,600㎡ 書庫・車庫棟:S造2階建て 500㎡
(4)施設稼動期間	鴨川庁舎:55年 安房健康福祉センター鴨川地域保健センター:43年
(5)県民の利用の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有り ・ 無し
(6)利用料金等の徴収	有り ・ <input type="checkbox"/> 無し
(7)費用調達手段	起債 90% 一財 10%
(8)契約予定時期	令和3年度
(9)建設・整備期間	令和6年度から令和7年度
(10)供用開始予定時期	令和8年度
2. 導入検討対象事業の要件	
(1)施設の種類(※1)	建築物
(2)事業規模(※2)	●●千円
(3)その他特記事項 (1)及び(2)に該当しない事業を候補とする場合の理由等	—

3. 予備検討結果	
(1)PFIの適性確認	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設計から建設、維持管理までの業務を一括で民間事業者へ委託できる事業である。 ○ 適用できる補助金はない事業であり、補助金適用面で従来手法と同条件である。 ○ 法制度面で導入が不可でない事業である。 ○ 類似事業の過去の導入検討では、令和元年度の夷隅合同庁舎、平成 30 年度の山武合同庁舎で、いずれも従来手法での整備が妥当という結果が出されている。 ○ 全体整備の一部の施設整備に着手していない事業である。 <p>以上により、過去の類似事業での導入検討において従来手法での整備が妥当との結果が出されているが、それ以外の視点では PFI 適性がないとは言えない事業である。</p>
(2)定量的確認結果概要 (詳細は様式2参照)	VFM 0 億円 0.2%
(3)定性的確認結果概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設計や維持管理業務については、一括発注することにより、各業務間の連携・整合性の向上及び業務の効率化が図られる。 ○ 修繕等については、個別業務発注の事務手続を要さず、PFI 事業者の判断で迅速な対応をとることが可能になる。 ○ すべての入居機関の運営について、県が直接行う必要があるため、民間事業者のノウハウや創意工夫を活用する余地がなく、公共サービスの向上は期待できない。 <p>以上により、設計や維持管理業務において一定の効果はあることから、その点では、定性的効果はある程度見込まれるものの、民間事業者のノウハウや創意工夫が最も期待される運営については委託できず、公共サービスの向上は見込まれない。</p>
事業担当課における検討結果	「3. 予備検討結果」より、定量的効果が目安値(10%)に満たず、定性的効果についても PFI 手法により公共サービスの向上は見込めないことから、従来手法による整備が妥当である。

※1 「建築物」、「プラント」、「利用料金徴収施設」のいずれかを記入

※2 「施設整備費(設計費+建設費)」又は「単年度の維持管理費・運営費」のいずれかとその金額を記入